

長岡京市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査業務の 公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1)業務名

長岡京市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査業務委託

(2)業務の目的

平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発のためのさまざまな取組が展開され、本市においても平成18年に「長岡京市人権教育・啓発推進計画」を策定し、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現を目指し鋭意取り組んできた。平成29年3月には、新しい人権問題を加味した「第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画」を策定し10年が経過するが、年々複雑・多様化する人権問題について、引き続き人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めることが必要であることから、「第3次長岡京市人権教育・啓発推進計画（以下、「第3次計画」という）」を策定し、広く市民に示すものである。本業務は、その第3次計画を策定するにあたり、計画策定に先立って実施する市民意識調査であって、人権教育・啓発に関する市民の意識と実態を把握し、基礎資料とするため、広範囲にわたる基礎データの収集分析や市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があることから、豊富な経験と高い専門知識を有する優れた業務委託者を選定することを目的とする。

(3)業務内容

主な業務内容は、以下のとおりであり、詳細は別添仕様書（案）による。

- ①市民への意識調査の実施と分析
- ②意識調査結果集計表、調査結果報告書の作成
- ③意識調査に係る情報収集と提示
- ④長岡京市人権教育・啓発推進計画本部及び関連会議への支援

※仕様書（案）は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した事業者と別途調整を行うものである。

(4)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5)提案上限額

2,893,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6)本業務の仕様書（案）及び契約書（案）は、別添のとおりである。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1)仕様書に定める業務について、適切に遂行できる能力と実施体制を有しており、本市との協議事項に対して柔軟に対応できること。

- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (3)長岡京市の競争入札等有資格者名簿に登録があること。
- (4)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)公募の日から企画提案者の特定の日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6)警察当局から、長岡京市暴力団等排除措置要綱別表に該当する者として、長岡京市発注工事等からの排除要請があり、長岡京市長から排除措置を受けている者でないこと。
- (7)法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (8)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (9)過去5年以内に、この業務に類似する業務等を請け負った実績を有すること。

3. 実施スケジュール

公募開始日	令和7年4月1日（火）
質疑受付締切	令和7年4月9日（水）
質疑に対する回答	令和7年4月18日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年5月7日（水）
参加資格審査結果通知	令和7年5月9日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年5月14日（水）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年5月23日（金）
特定結果通知	令和7年5月28日（水）
契約締結	令和7年6月中旬

4. 応募手続き等に関する事項

(1)提出期限等

- ① 受付期間：令和7年4月1日（火）から令和7年5月7日（水）
午後5時00分まで
- ② 提出方法：kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp までEメールにより「4.（2）提出書類」を提出すること。Eメールの件名は「長岡京市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査業務_参加表明書」とし、必ず到着確認を行うこと。

(2)提出書類

参加表明書（様式1）

(3)質疑の受付

- ① 受付期間：令和7年4月1日（火）から令和7年4月9日（水）
午後5時00分まで
- ② 提出方法：kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp までEメールにより「質疑書（様式2）」を Word 形式で提出すること。Eメールの件名は「長岡京市
人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査業務_質疑書」とし、
必ず到着確認を行うこと。
- ③ 回 答：令和7年4月18日（金）に市ホームページで公開する。こちらから
は連絡しないため、各自確認すること。

5.参加資格審査結果通知について

令和7年5月9日（金）に参加資格審査結果通知をEメールにより送付する。資格ありの結果通知を受け取った事業者は、「6. 企画提案書に関する事項」に記す期限までに必要書類を提出すること。

また、5者以上の参加表明があった場合、実績等を勘案の上、参加要請者を5者程度に選定する。参加要請者に対しては、その旨を通知し、提案書の提出を要請する。一方、選定されなかった者に対しては、その旨と理由を通知する。

6.企画提案書に関する事項

(1)提出期限等

- ① 提出期限：令和7年5月14日（水） 午後5時00分まで
- ② 提出部数：6部
- ③ 提出場所：対話推進部共生社会推進課
- ④ 提出方法：持参又は郵送（郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと）

(2)提出書類

- ① 企画提案書
- ② 見積書及び積算内訳
- ③ 同種業務の実績が確認できる書類
- ④ ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類

(3)「6. (2)提出書類」の作成様式及び記載上の留意事項

【企画提案書】

- ① 企画提案書の様式は A4 判の両面印刷とし、ページ番号を付すこと。また、主要な文字のサイズは 11 ポイント以上とする。
- ② 提出できる企画提案書は 1 者につき 1 案とする。

③ 企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

(ア) 会社概要

設立年月日、資本金、従業員数、業務内容及び法令順守に関する考え方について記載すること。業務協力を予定している企業がある場合は、全ての企業について同様に記載すること、また、実績についても記載すること。

(イ) 実施方針

本業務に対する基本的な考え、将来的な考えについて記載すること。

(ウ) 提案のセールスポイント

仕様書を確認の上、具体的に提案内容を記載すること。また、市民の人権意識を高めるための工夫を提案すること。

(エ) 本業務の実施方法、手法等

意識調査の方法及び手法について記載するほか、回収率を上げるための工夫を提案すること

(オ) 設定課題に対する解決案または解決手法等

昨今の人権問題に対する施策に関する調査項目や本市の特徴を生かした調査項目を提案すること

(カ) 本業務にかかる実施体制・支援体制

本業務を実施するにあたっての実施体制を示すこと。また、主担当を定め、その者がプロポーザルを実施すること。

(キ) 本業務にかかる実施スケジュール

仕様書（案）で示した本業務のスケジュールが円滑に遂行できるような実務スケジュールを示すこと。期日を守り余裕をもって遂行すること。

【見積書及び積算内訳】

① 見積書は任意様式とする。

② 押印は不要とする。

③ 見積金額には仕様書（案）及び提案事項を実現するために必要な一切の経費を含むこと。

④ 見積書に対応する積算内訳書を任意様式で作成すること。

【同種業務の実績が確認できる書類】

① 市の指定様式（様式 10）を使用すること。

② 地方公共団体における市民意識調査の導入実績を記載すること。

③ 同種業務実績に係る根拠資料（契約書の写し等）の提出は不要とする。

【ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類】

えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業である場合は、そのことが確認できる資料を提出すること。（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

7. 特定に関する事項

(1) 企画提案書の特定基準

審査項目及び評価基準は別紙のとおり

(2) プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- ①実施日：令和7年5月23日（金）
- ②実施場所：長岡京市役所本庁舎（詳細は参加資格審査結果通知に記載）
- ③開始時間：参加資格審査結果通知に記載
- ④実施方法：提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、プレゼンテーションで機材を使用する場合は、モニター及びHDMIケーブルは用意するが、それ以外の機材については説明者で準備すること。また、説明時の資料の追加・変更は認めない。
- ⑤時間配分：プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリングは10分以内とする。
- ⑥出席者：1者あたりの出席人数は3名までとすること。

※プレゼンの発表は主担当者が主となり実施すること

(3) 失格事由

以下に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 提案上限額を超える提案を行った場合
- ③ 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(4) 特定方法

- ① 失格者を除いた者のうち、総合点が配点の6割以上であり、かつ、最も高い者を、契約相手方の候補者として特定する。
- ② ①において、最も総合点が高い者が複数の場合は、審査員の合意によって決定する。
- ③ ②において、優劣がつかない場合は、提案金額が安価な者を候補者として特定する。

8. 特定結果通知について

令和7年5月28日（水）に特定結果通知をEメールにより送付する。

9. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に様式6により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、他者の評価点や提案内容に関する内容のほか、発注者が非特定理由と関係がないと判断する事項についての回答は行わない。

(2)上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内にEメールにより行う。

(3)非特定理由の説明申請書の提出方法は以下のとおりとする。

提出方法：kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp までEメールにより「非特定理由説明申請書(様式6)」を提出すること。Eメールの件名は「長岡京市人権教育・啓発推進計画策定に係る市民意識調査業務_非特定理由説明申請書」とし、必ず到着確認を行うこと。

10. 特定結果の公表について

(1)特定結果通知日の翌日以降に市ホームページで公表する。

(2)公表事項は以下のとおりとし、審査内容や審査経過については公表しない。

- ① 特定事業者の名称
- ② 参加者の名称
- ③ 総合点(ただし、参加者が2者の場合は、次点事業者の総合点を公表しない。)

11. 契約手続きに関する事項

(1)発注者と特定事業者が協議を行い仕様書を確定させた後、随意契約の方法により契約相手方を決定し、契約を締結する。

(2)部分払い 無

(3)前払い 無

(4)特定事業者が、契約相手方として決定された後に契約を締結しない場合は、長岡京市競争入札心得に基づき、見積書記載額(税込み)の100分の5相当額の違約金を徴収する。

(5)特定事業者が見積書の提出を辞退するなどの理由により、契約を締結しない場合は、次点事業者を候補者として特定することがある。

12. その他留意事項

(1)手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)参加表明書提出後に辞退する場合はEメール(様式任意)により届け出ること。

(3)企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。

(4)提出された企画提案書は返却しない。

(5)提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

ただし、情報公開請求があった場合は、長岡京市情報公開条例に基づき取扱うこととする。

13. 問い合わせ先

長岡京市対話推進部共生社会推進課

電話：075-955-3180 mail：kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp